

○京丹後市物品等電子調達運用基準

平成27年1月30日

告示第15号

改正 平成28年3月1日告示第48号

改正 令和元年11月6日告示第226号

(趣旨)

第1条 市が発注する物品等の供給及び役務の提供の一般競争入札、指名競争入札、公募見積合わせ及び指名見積合わせ（以下「入札等」という。）を京丹後市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の少額物品・少額役務を使用して行う場合（以下「電子調達」という。）における取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び京丹後市契約規則（平成16年京丹後市規則第72号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札等事務関係職員 市長が指定し、電子調達における当該案件の電子計算機操作を行う者をいう。
- (2) 提出 電子入札システムに、電子調達に参加しようとする者（以下「入札等参加者」という。）が発信する情報が記録されることをいう。
- (3) 届出 市長に、入札等参加者が発信する情報が書面で渡されることをいう。
- (4) 通知 入札等参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに、入札等事務関係職員が発信する情報が記録されることをいう。
- (5) 交付 入札等参加者に、市長が発信する情報が書面で渡されることをいう。
- (6) 電子署名 京丹後市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成20年京丹後市規則第9号。以下「情報通信技術利用条例施行規則」という。）第2条第1号に規定する電子署名をいう。
- (7) 電子証明書 情報通信技術利用条例施行規則第2条第2号に規定する電子証明書をいう。
- (8) ICカード 入札等参加者の電子証明書を格納したカードで、一般財団法人日本建設情報総合センターが電子入札コアシステムにおいて使用可能と認めた民間認証局（以下「電

子入札コアシステム対応民間認証局」という。)の発行するものをいう。

(運用時間)

第3条 電子入札システム及び入札情報公開システム(発注情報、入札及び随意契約結果等がインターネット上で閲覧できる情報システムのことをいう。以下同じ。)の稼働時間並びに受注者向けヘルプデスク(入札等参加者からの第5条第1項に規定する利用者登録、電子入札システムの操作方法等の問い合わせに対し、回答するための窓口をいう。)の開設時間は、原則として京丹後市の休日を定める条例(平成16年京丹後市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く、次の各号に掲げる利用区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間帯とする。

- (1) 電子入札システム 午前8時30分から午後8時まで
- (2) 入札情報公開システム 午前6時から午後11時まで
- (3) ヘルプデスク 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで

(業者番号)

第4条 市長は、京丹後市入札参加資格等に関する要綱(平成16年京丹後市告示第14号)第4条第1項に規定する入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)のうち、物品等の供給及び役務の提供に登録されている代表者(以下「代表者」という。代表者から入札及び見積権限並びに契約権限について年間委任状(様式第1号)により委任を受けた者(以下「受任者」という。委任の期間は、入札参加資格の有効期限を限度とする。))がいる場合は、当該受任者)その他特に必要と認めた者に対し、電子調達における業者番号(以下「業者番号」という。)を交付するものとする。

(利用者登録)

第5条 入札等参加者は、次に掲げる方法により電子入札システムに電子調達参加に必要な入札等参加者の情報(以下「利用者情報」という。)を登録(以下「利用者登録」という。)しなければならない。

- (1) 業者番号を使用する方法
- (2) 業者番号及びICカードを使用する方法

2 利用者登録をした者は、登録内容に変更が生じた場合は、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

3 市長は、第1項第1号の方法による登録を希望する入札等参加者から利用者代理(変更)登録申請書(様式第2号)の届け出があったときは、当該入札等参加者に代わり利用者登録を行うものとする。

(電子調達利用情報の管理)

第6条 入札等参加者は、業者番号並びに利用者情報のうちユーザーID及びパスワード（以下「電子調達利用情報」という。）を自己の責任において適正かつ確実に管理しなければならない。

2 入札等参加者は、電子調達利用情報が不明となった場合は、電子調達利用情報再交付申請書（様式第3号）により再交付を申請し、当該入札等参加者の電子調達利用情報の再交付を受けることができる。

(電子調達対象案件)

第7条 電子調達の対象案件は、入札及び公募見積合わせの公告又は指名競争入札及び指名見積合わせの通知書（以下「入札公告等」という。）において、電子調達である旨、記載がある案件とする。

(電子調達案件の公表)

第8条 市長は、電子調達を実施する場合は、入札情報公開システムにより入札及び公募見積合わせの公告、入札等方式、案件概要その他入札手続に必要な事項の公表を行うものとする。

(入札参加申請)

第9条 入札等参加者は、一般競争入札及び公募型指名競争入札の案件に参加しようとするときは、書面により参加申請を行わなければならない。

(入札参加資格確認)

第10条 市長は、一般競争入札に係る入札等参加者の入札参加資格の有無及び公募型指名競争入札で指名しない場合については、書面により行うものとする。

(指名競争入札及び指名見積合わせ参加者の指名)

第11条 指名競争入札及び指名見積合わせ参加者の指名は、入札等事務関係職員が指名等通知書を電子入札システムに登録することにより行うものとする。

(入札等の中止)

第12条 入札等参加者は、入札公告等の公告日又は通知日以降において、入札等の中止を入札等事務関係職員から示された案件に対しては、入札等手続を行ってはならない。

2 前項の案件に対して提出又は届出された書類等は、無効とする。

(入札等)

第13条 入札等参加者は、電子入札システムの入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）提出締切日時までに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付し、かつ、入札公

告等で指示があった場合においては、入札書等記載金額の内訳書（以下「内訳書」という。）とともに入札書等の提出を行わなければならない。この場合において、提出した入札書等の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

2 第5条第1項第1号の方法で利用者登録を行った入札等参加者は、入札等宣誓書（様式第4号）を入札書等とともに提出することをもって前項の電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付すことに代えることができる。

3 入札等参加者は、入札書等の必要事項全てを記入しなければならない。

4 入札等の辞退は、電子入札システムへの入札等辞退届の登録とともに、書面により届出なければならない。ただし、電子入札システムにおいて入札辞退理由を登録した場合は、書面による入札等辞退届の提出は要しないものとする。

5 前項の規定にかかわらず、施行令第167条の8第4項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による再度入札（以下「再度入札」という。）及び再度見積合わせを行う場合において、当該再度入札又は再度見積合わせを辞退する場合は、書面による入札等辞退届の届出は要しないものとする。

6 入札等参加者が次に掲げる起因による障害により電子調達ができない旨、市長に申告した場合においては、市長は障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。この場合において、市長が短時間の復旧が不可能であると判断したときは、複数の入札等参加者が参加不能である状況に限り、市長は、入札書等提出締切日時及び開札又は開封（以下開札又は開封のことを「開札等」という。）予定日時の変更を行うことができる。

(1) 天災

(2) 広域的又は地域的な停電

(3) インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害

(4) その他入札等参加者に責めがない障害

7 入札等事務関係職員側に障害が発生した場合においては、入札等参加者は、入札等事務関係職員が適宜の方法で連絡する指示に従うものとする。

8 入札等締切の通知は、入札等事務関係職員が入札書等提出締切日時以後、電子入札システムにおいて入札等締切通知書により通知するものとする。

9 入札書等提出締切日時を過ぎて入札書等が電子入札サーバ（電子調達で使用するサーバのことをいう。）に未到達であり、かつ、入札等参加者が第4項に規定する手続を行っていない場合は、市長は、当該入札等参加者が入札等に参加しなかったものとみなす。

（内訳書等）

第14条 入札等参加者は、内訳書及び入札等宣誓書（以下この条において「内訳書等」という。）を提出する場合には、次の各号のいずれかのファイル形式で提出しなければならない。

- (1) doc形式
- (2) docx形式
- (3) xls形式
- (4)xlsx形式
- (5) pdf形式
- (6) jpg形式
- (7) gif形式
- (8) その他入札等事務関係職員が特に認めたファイル形式

2 内訳書等として提出するファイルは、前項に定めるほか、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。

- (1) ファイルの保存時に損なわれる機能を作成時に使用しないものであること。
- (2) ファイルの名称が半角70文字を超えないものであること。
- (3) コンピュータウイルス（以下「ウイルス」という。）に感染していないことを確認したものであること。
- (4) ファイル圧縮を行う場合は、lzh又はzip形式とする。この場合において、自己解凍方式は指定しないものとする。

3 入札等参加者から提出された内訳書等へのウイルスの感染が判明した場合においては、入札等事務関係職員は、入札等参加者にウイルスに感染している旨の連絡を行い、その再提出の方法について協議するものとする。

4 開札等の日時において有効な内訳書等を提出していない入札等参加者の行った入札等は、次の各号に掲げる方式区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 競争入札 その者を規則第23条第6号に掲げる者に該当するものとして、無効とする。
- (2) 見積合わせ 通知書の記載に従う。
(内訳書の郵送)

第15条 入札等参加者は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、内訳書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法に限る。）又は持参（入札等事務関係職員の勤務時間内とする。以下郵送又は持参のことを「郵送等」という。）により届け出なければならない。

ない。

- (1) 内訳書の容量が総量で2メガバイトを超える場合
- (2) 入札等事務関係職員が郵送又は持参による届出を求めた場合

2 入札等参加者は、内訳書の郵送等を行う場合においては、電子入札システムにより、内訳書の代替として、資料を郵送等する旨の表示、郵送等する書類の目録、郵送等する書類のページ数及び発送又は持参年月日を記載したファイルの送信を行うものとする。

(入札等宣誓書の届出)

第16条 入札等参加者は、第14条の規定にかかわらず、入札等宣誓書のファイル形式での提出が困難な場合又は市長が特に認めた場合は、ファクシミリ、電子メール又は郵送等により届け出なければならない。

(開札等)

第17条 開札等日は、入札書等提出締切日の翌日（翌日が市の休日に当たる場合は、翌開庁日）を標準とするものとする。

2 落札又は採用（以下「落札等」という。）となるべき同価格の入札等をした者が2人以上ある場合においては、入札等事務関係職員は、施行令第167条の9（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、直ちに電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書等に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札者又は採用者（以下「落札者等」という。）を決定するものとする。ただし、見積合わせにおいて市長が通知書で別に定める場合は、この限りでない。

(再度入札等)

第18条 市長は、開札等の結果、落札者等となるべき者がいない場合において、再度入札又は再度見積合わせ（以下この条において「再度入札等」という。）を行おうとするときは、その旨を当該入札等参加者に通知するものとする。

2 再度入札等の入札書等提出締切日は、初度の入札等における開札等日の翌日（翌日が市の休日に当たる場合は、翌開庁日）を標準とする。

(落札等決定通知)

第19条 落札等決定の通知は、入札等事務関係職員が落札者等決定通知書を電子入札システムに登録することにより行うものとする。

(開札等結果の公表)

第20条 市長は、入札等を行ったときは、当該入札等の開札等結果を入札情報公開システムで公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、見積合わせの場合において市長が通知書で別に定めた場合は、公表しないものとするができる。

(入札等参加者のICカードの取扱い等)

第21条 電子調達を利用することができるICカードは、入札参加資格者名簿に登録されている代表者若しくは受任者又は市長が特に必要と認めた者（以下この条及び次条において、入札参加資格者名簿に登録されている代表者若しくは受任者又は市長が特に必要と認めた者のことを「代表者等」という。）のICカードに限る。

2 ICカードを利用して行う電子調達においては、復代理は認めない。

3 入札等参加者は、代表者等に変更が生じた場合には、直ちに書面により届け出るとともに、当該変更を反映したICカードを取得し、第5条第2項又は第3項に定める手続を行わなければならない。

4 市長は、入札等参加者が次に掲げる方法によりICカードを使用して入札等に参加した場合は、当該入札等を無効な入札等と判断する。

(1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札等に参加した場合

(2) 代表者等が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者等のICカードを使用して入札等に参加した場合

(3) 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札等に参加した場合

(4) その他不正の目的を持ってICカードを使用して入札等に参加した場合

(入札等参加者の電子調達利用情報の取扱い等)

第22条 電子調達利用者情報を利用して行う電子調達（以下「ID・パスワード方式」という。）においては、復代理は認めない。

2 入札等参加者は、代表者等に変更が生じた場合には、直ちに書面により届け出るとともに、第5条第2項又は第3項に定める手続を行わなければならない。

3 市長は、入札等参加者が次に掲げる方法によりID・パスワード方式で入札等に参加した場合は、当該入札等を無効な入札等と判断する。

(1) 他人の電子調達利用者情報を不正に取得し、名義人になりすまして入札等に参加した場合

(2) 代表者等が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者等の利用者情報のままで入札等に参加した場合

(3) 同一案件に対し、同一業者が故意に複数の電子調達利用者情報を使用して入札等に参加した場合

- (4) 不特定多数の者が使用できる情報通信機器が設置されている場所で、当該情報通信機器を使用して入札等に参加した場合
- (5) その他不正の目的を持って電子調達利用者情報を使用して入札等に参加した場合
(書面による入札等承諾の基準)

第23条 市長は、入札等参加者から紙入札（紙見積）方式参加承諾願（様式第5号）が届け出されたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札又は紙見積り（以下「紙入札」という。）を承諾するものとする。

- (1) 次に掲げる場合で、ICカード再発行の申請中であるとき。
 - ア ICカードが電子証明書記載事項の変更等によりその効力を喪失（以下「失効」という。）した場合
 - イ ICカードの暗証番号誤入力によりその使用が停止（以下「閉塞」という。）された場合
 - ウ 破損等によりICカードが使用できなくなった場合
- (2) ID・パスワード方式での入札等参加者で、電子調達利用者情報の再発行申請中であるとき。
- (3) 次に掲げる場合で、原則、京丹後市以外に所在地のある入札等参加者であるとき。
 - ア 電子調達導入の準備中で未だその準備が完了していない場合
 - イ インターネット通信環境が別に定める電子入札システムの推奨条件を満たしていない場合

- (4) その他入札等参加者にやむを得ない事由があると認められるとき。

2 市長は、電子調達の手続開始後、入札書等提出締切日時までの間で、入札等参加者から紙入札への変更を求められたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該入札等参加者について、電子調達から紙入札への変更を認めるものとする。

- (1) 原則、京丹後市以外に所在地のある入札等参加者で、システム障害により入札書等提出締切日時内の手続完了が不可能と予測されるとき。
- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなった等のやむを得ないと認められる事由により、電子調達の続行が不可能と判断され、かつ、全体の入札等手続に影響がないと認められるとき。

(紙入札者の電子調達における取扱い)

第24条 前条の規定により市長が紙入札による参加を承諾した入札等参加者（以下この条において「紙入札者」という。）は、電子調達に係る作業を行わないものとする。ただし、

既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途
手続を要しないものとする。

- 2 紙入札者における各種締切日時は、市長への到着日時をもって判断し、電子調達の各種
締切日時と同一とする。
- 3 紙入札者に対して、電子入札システムによる通知は行わない。
- 4 紙入札者は、入札書等を届け出るときは、入札（見積）書（様式第6号）に必要事項を
全て記入し、内訳書があるときは内訳書とともに封筒に入れ、封印して郵送等により届け
出なければならない。この場合において、届出方法の詳細については、入札等事務関係職
員の指示に従わなければならない。
- 5 前項の届出方法に不備のある入札書等は、無効とする。ただし、不備の内容がくじ入力
番号の全部又は一部の誤脱又は不明のみである場合は、当該入札等は有効とし、入札等事
務関係職員は、当該紙入札者のくじ入力番号を「001」として電子入札システムに登録
する。

（入札等参加者の責任）

第25条 電子調達において、入札書等は、送信データが電子入札システムに記録された時
点で提出されたものとする。

- 2 入札等参加者は、入札書等の提出後に表示される入札書等受信確認通知の画面により、
送信データが正常に送信されていることを確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

（その他）

第26条 この基準に定めのない事項については、京丹後市物品等電子調達実施要領、京丹
後市競争入札心得、入札公告、指名通知書その他入札条件を示した書面等に定めるところ
による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年2月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成2
7年4月1日から施行する。

（京丹後市電子入札運用基準の一部改正）

- 2 京丹後市電子入札運用基準（平成21年京丹後市告示第32号）の一部を次のように改
正する。

〔次のよう〕略

（京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱の一部を改正する告示の一部改正）

3 京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱の一部を改正する告示（平成24年京丹後市告示第211号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月1日告示第48号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月6日告示第226号）

この告示は、令和元年12月1日から施行する。

年 間 委 任 状

年 月 日

京丹後市長 様

住 所
（委任者）商号又は名称
代表者職氏名



（実印）

私は下記の者を代理人と定め、京丹後市が発注する物品等の供給及び役務の提供に係る次の権限を委任します。

記

郵便番号
住 所
（受任者）商号又は名称
役職氏名
電話番号
FAX番号



（使用印）

- 1 入札及び見積りに関する一切の権限
- 2 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- （委任事項） 3 入札保証金の納付及び受領に関する一切の権限
- 4 契約保証金の納付及び受領に関する一切の権限
- 5 代金の請求及び受領に関する一切の権限
- 6 復代理人選定に関する一切の権限

（委任期間） 年 月 日 から 年 月 日まで

様式第2号（第5条関係）

利用者代理（変更）登録申請書

年 月 日

京丹後市長 様

（申請者）

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品等の供給及び役務の提供に係る電子調達に参加するため、電子入札システムにおいて下記利用者情報を代理で（変更）登録されたく、申請します。

記

1 代表窓口連絡先情報

連絡先名称 （部署名等）	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先氏名	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
※連絡先メールアドレス	

※ パソコンのメールアドレスをお持ちでない方は空欄としてください。

2 ID 登録依頼者連絡先情報

連絡先名称 (部署名等)	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先氏名	
連絡先電話番号	
連絡先 FAX 番号	
※連絡先メールアドレス	
少額物品用ユーザーID (英字及び数字の混合)	(6文字以上20文字以内)
少額物品用パスワード (英字及び数字の混合)	(6文字以上20文字以内)

※ パソコンのメールアドレスをお持ちでない方は空欄としてください。

様式第3号（第6条関係）

電子調達利用情報再交付申請書（物品等）

年 月 日

京丹後市長 様

（申請者）

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

先に通知のありました電子調達利用情報が下記の理由により不明となりましたので、再交付を申請します。

記

【理由】

--

担当者部署名	
担当者名	
連絡先	

様式第4号（第13条関係）

入札等宣誓書

私は、電子入札システムにおいて、確かに下記案件の入札（見積）書を提出しましたことを誓います。

記

- 1 案件名
- 2 案件番号

京丹後市長 様

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

様式第5号（第23条関係）

紙入札（紙見積）方式参加承諾願

年 月 日

京丹後市長 様

（申請者）

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の案件は、電子調達対象案件ではありますが、今回は当社においては、下記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札（紙見積）方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

記

1 案件名

2 案件番号

3 電子入札システムでの参加ができない理由

様式第6号（第24条関係）

入札（見積）書

金 額				
案 件 名				
案 件 番 号				
場 所				
くじ入力番号	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; height: 30px; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 30px; height: 30px; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 30px; height: 30px; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table> （3桁のくじ入力番号を記入のこと。）			
<p>仕様書のほか、入札（見積り）の諸条件を承諾の上、上記金額にて入札（見積り）します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 商号又は名称 代表者職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>京丹後市長 様</p>				

- 備考1 入札（見積）書は、封筒に入れて提出すること。
- 2 用紙は、A4縦向きを使用すること。
- 3 「くじ入力番号」が記載されていない場合は、「001」として、電子入札システムに登録すること。